告書の提出）をしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項又は四年旧措置法第四十二条の十二の四第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2　四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていたものとみなす。

3　四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の法人に係るものを含むものとする。

4　四年新措置法第四十二条の十二の四第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十五条の三　四年新措置法第四十二条の十二の五の規定の適用については、同条第三項第六号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された国内新規雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。）に対する給与等（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第十一号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇用者をいう。）に対する給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。

2　前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

附則第百十六条第三項中「租税特別措置法第二条第二項第二十七号」を「四年新措置法第二条第二項第二十八号」に、「租税特別措置法第二条第二項第三十号」を「四年新措置法第二条第二項第三十一号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改める。

附則第百十七条中「、第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項」を削り、「規定又は」を「規定」に、「をいう」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項の規定をいう」に改める。

附則第百十八条第五項中「第六十八条の十一第一項」を「第六十八条の十一第一項」に、「第六十八条の十五第一項」を「第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六第一項」に改め、「第六十八条の十五の七第一項から第三項まで」を加え、「第六十八条の十八」を「第六十八条の二十」に、「第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九」を「第六十八条の二十七、第六十八条の二十九」に改め、同条第九項中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加え、同条に次の一項を加える。

19　四年新措置法第五十三条第二項の規定の適用については、同項に規定する試験研究費の額には、四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含むものとする。この場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、四年新措置法第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたものとみなす。

附則第百十九条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第四項から第二十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　四年新措置法第五十五条の二の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

5　四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6　四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

附則第百二十五条第六項中「連結事業年度」の下に「終了の日の翌日を含む事業年度」を加え、「終了の日の翌日を含む事業年度」を削り、「租税特別措置法第二条第二項第二十七号」を「四年新措置法第二条第二項第二十八号」に、「同項第三十号」を「同項第三十一号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改める。

附則第百二十七条の次に次の一条を加える。

（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十七条の二　附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の十一の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法人税法第五十七条第四項」と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「、同法第五十八条」とあるのは「、法人税法第五十八条」とする。

2　四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人の基準事業年度（同項第一号に規定する基準事業年度をいう。第一号において同じ。）以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　基準事業年度後の各連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結事業年度がある場合には、当該連結事業年度を四年新措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。